

意見書

平成23年11月30日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさか しきたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

編		具体的内容
第 I 編 電話網から IP網への 円滑な移 行の在り方 について	弊社意見 総論	<p>弊社は、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進することが重要であり、なかでも「設備競争」が、そのベースであると考えております。</p> <p>固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>すなわち、現在は、PSTN・メタル回線中心の時代と異なり、競争事業者自らの創意工夫や事業戦略により、独自に構築もしくはNTT東西殿から借りることで、IP網やアクセス回線等を様々な形で組合せて、様々なサービスを提供できる状況にあり、既に競争条件・競争環境は整っております。</p> <p>このように、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。</p> <p>その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>そのため、PSTNからIP網への移行に際しても、PSTN上でサービスを提供してきた接続事業者のみならず、移行先であるIP網上等で現に設備競争を行っている設備事業者への影響等にも十分配慮頂くことが必要であります。特に、PSTN上でサービスを提供してきた接続事業者に偏った施策をとることは、設備事業者による設備競争を否定し、公正競争環境を大きく損なうおそれがあります。</p> <p>以上の考えを踏まえ、電話網からIP網への円滑な移行の在り方について、その他の観点を含め、意見させていただきます。</p>

編	章		具体的内容
第 I 編 電話網から IP網への 円滑な移 行の在り方 について	第2章 総論(ネッ トワークの 在り方等)	1 コア網の PSTNからI P網への移 行に伴う今 後のネット ワークの在 り方	<p>(2)検討の 基本的視座</p> <p>固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>このように、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。</p> <p>その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>以上から、PSTNからIP網への移行に際しても、PSTN上でサービスを提供してきた接続事業者への配慮に加え、移行先であるIP網上で現に設備競争を行っている設備事業者への影響等にも十分配慮頂くことが必要であります。特に、PSTN上でサービスを提供してきた接続事業者に偏った施策をとることは、設備事業者による設備競争を否定し、公正競争環境を大きく損なうおそれがありますので、検討の基本的視座に、「設備競争への影響等に十分に留意」との視点を追加頂くことを要望いたします。</p>
		3 関係者による合意形成	<p>答申案に賛同いたします。</p> <p>まずは、NTT東西殿が設けている関係事業者間の意識合わせを行う場にて検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>また、当該関係事業者間の意識合わせを行う場の運営については、固定電話事業者だけの問題ではないため、携帯電話事業者等を含めた関係する全事業者の参加は勿論のこと、引き続きオブザーバでの総務省殿の参加も必要と考えます。</p>

編	章		具体的内容
第 I 編 電話網から IP網への 円滑な移 行の在り方 について	第3章 利用者対 応	3 各サービスに係る課題	<p>PSTNで提供しているサービスの取扱いに関して、NTT東西殿が利用者に対する周知や移行サポートを行う際に、加入電話利用者へのフレッツ光サービスの案内等、現在禁止されている行為が付随的に実施される可能性があります。</p> <p>利用者保護の観点から、利用者への十分な周知と、移行にあたってのきめ細かなサポートは必要ですが、同時に公正競争環境の確保の観点から、移行促進を行うなかでNTT東西殿の加入電話での独占性が継承されていくことも排除することが重要と考えます。</p> <p>そのため、PSTNからIP網への移行にあたっての周知や移行サポートに際しても、現行NTT東西殿に課せられている営業面でのファイアウォールの確保に係る措置が遵守されるよう、改めて徹底するとともに、違反行為がないかどうか厳しく監視することが必要と考えます。</p>
	第4章 事業者対 応	2 NGNに おける競争 環境の整備	<p>(1)PSTN とNGNにお ける公正競 争環境の在 り方</p> <p>固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>以上のように、PSTN・メタル回線中心の時代と異なり、現在は、競争事業者自らの創意工夫や事業戦略により、独自に構築もしくはNTT東西殿から借りることで、IP網やアクセス回線等を様々な形で組合せて、様々なサービスを提供できる状況にあり、既に競争条件・競争環境は整っております。</p> <p>そのため、GC接続類似機能のアンバンドルや光のファイバシェアリング等、アクセス回線がアンバンドルされていないNTT東西殿のメタル回線しか存在せず、また電話サービス中心であった時代の施策を検討する必要はないと考えます。</p> <p>また、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。</p>

編	章		具体的内容
第 I 編 電話網から IP網への 円滑な移 行の在り方 について	第4章 事業者対 応	2 NGNに おける競争 環境の整 備	<p>その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>この観点を踏まえると、GC接続類似機能のアンバンドルや光のファイバシェアリング等は、接続事業者だけを優位にするものであり、設備競争を否定し、公正競争環境を大きく損なうものであるため、尚更実施すべきではありません。</p>
		(4)NGNの 段階的発展 に対応した アンバンド ルの考え方	<p>固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>このように、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。</p> <p>その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>そのため、アンバンドルの考え方の柱に、「設備競争への影響等に十分に留意」を追加すべきであります。具体的には、「設備競争とのバランスを考慮した適度なアンバンドル」や「地域アクセス系事業者やCATV事業者等の設備事業者の投資インセンティブを阻害することのないような、適正に設備コスト等を反映した接続料設定」が必要です。</p> <p>一方、本答申案にある既存の3つのアンバンドルの考え方を柔軟化するかのような措置は、設備競争への影響が懸念されることから、不適切であり、少なくとも現行の考え方を堅持すべきと考えます。</p>

編	章		具体的内容
第 I 編 電話網から IP網への 円滑な移 行の在り方 について	第4章 事業者対 応	4 コア網のIP網への移行 を踏まえた番号ポータビリ ティの扱い	<p>今後、双方向で利用できる番号ポータビリティ機能の実現を図っていくことは、あるべき方向性と考えております。</p> <p>ただし、その実現にあたっては、一部事業者だけで行うのではなく、全ての固定電話事業者による実現が、公正競争環境や利用者利便性の確保の観点から重要と考えますので、実現時期を含めて、まずは関係する全ての事業者による合意形成が必要と考えます。</p> <p>また、検討にあたっては、中立的な第三者機関にて電話番号の管理や運用等を行うことを基本に、考えられる実現方法について、コスト面・運用面等を比較検討し、最適な方法を選択するといったアプローチで進めることが適当と考えます。</p>

編		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	弊社意見 総論	<p>固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現にPSTN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>このように、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>一方、携帯電話等のモバイル市場では、少数の周波数割当て事業者しか設備競争を行えないのが現状です。また、有限希少な周波数は、国民の共有財産であることから、可能な限り、広く多くの者で利用することが求められます。</p> <p>以上から、本来ブロードバンドの普及促進に向けては、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進することが重要であり、なかでも「設備競争」が、そのベースであります。有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、「設備競争」に加え、「MVNOによる競争」が重要と考えております。</p> <p>加えて、モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定するとともに、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して、厳正な規制（接続規制・行為規制等）を導入することが必要であります。</p> <p>情報通信市場全体では、NTTグループ、更には資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」のグループドミナンスが、既に進展しております。このグループドミナンスの問題は、情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものであり、競争政策を検討するうえで非常に重要な問題であるため、総合的な市場支配力に着目した規制の導入も含め、グループドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制制度の導入に向け早急に検討を行うとともに、既に進行している問題に対して、現行制度でとり得る最大限の措置を直ちに講じるべきと考えます。</p> <p>以上の考えを踏まえ、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について、その他の観点を含め、意見させていただきます。</p>

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進	2 収容局接続機能のオープン化	<p>フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルについても、分岐単位接続料制度(OSU共用、GC接続類似機能のアンバンドル、光ファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル)と同様、接続事業者だけを優位にすることで、設備競争を否定し、公正競争環境を大きく損なうおそれがあることから慎重に検討すべきです。</p> <p>特に、現在、ISP事業者によるISPサービスとフレッツ光のセットメニューである「〇〇withフレッツ」が販売の主流となっておりますが、この「〇〇withフレッツ」は、ISP事業者がお客様の前面に立って、フレッツ光を含めて販売・提供等されております。</p> <p>これにより、実態的に「〇〇withフレッツ」は、NTT東西殿以外のFTTH事業者やCATV事業者と競合関係にありますので、フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを行わずとも、既に競争環境は整備されていると考えます。</p>
		3 アクセス回線におけるサービス競争の現状	(1)アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進	3 アクセス回線におけるサービス競争の現状	<p>(3) 接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案</p> <p>弊社は、妥当性を欠く光ファイバ接続料の設定に繋がる制度の導入には反対いたします。</p> <p>OSU共用による分岐単位接続料の設定に関しては、1点目の問題として、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、自らリスクを取って設備投資した地域アクセス系事業者・CATV事業者など全ての設備事業者が、借りるだけの接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されます。そのような中、技術革新の阻害に繋がる政策の導入には、設備事業者として断固反対する次第です。</p> <p>これらは、OSU共用のみならず、それに類似した制度(GC接続類似機能のアンバンドル、光のファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル)のいずれを導入した場合にも同様に発生する、解決し難い大きな問題です。</p> <p>以上の理由から、本答申案に示されている分岐単位接続料設定に繋がるいずれの諸制度案に対しても反対いたします。</p> <p>現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されており、現状においても、競争環境は正当に機能していることから、分岐単位接続料制度(OSU共用、GC接続類似機能のアンバンドル、光のファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル)には全く合理性が無いと考えております。また、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。</p> <p>このような取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた、地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力の否定に繋がるものであり、到底許容できるものではありません。</p>

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進	3 アクセス回線におけるサービス競争の現状	<p>加えて、一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば現状のISP事業とほぼ同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度（OSU共用、GC接続類似機能のアンバンドル、光のファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル）は全く必要ありません。</p> <p>なお、コスト負担の在り方が公正であり、競争条件を歪めない点において、現行の一芯単位接続料制度が最も合理的な制度であると考えております。</p>
		5 NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方	<p>固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PS-TN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>このように、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。</p> <p>その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>そのため、アンバンドルの考え方の柱に、「設備競争への影響等に十分に留意」を追加すべきであります。具体的には、「設備競争とのバランスを考慮した適度なアンバンドル」や「地域アクセス系事業者やCATV事業者等の設備事業者の投資インセンティブを阻害することのないような、適正に設備コスト等を反映した接続料設定」が必要です。</p> <p>一方、本答申案にある既存の3つのアンバンドルの考え方を柔軟化するかのような措置は、設備競争への影響が懸念されることから、不適切であり、少なくとも現行の考え方を堅持すべきと考えます。</p>

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤーのオープン化	<p>(1) 第二種指定電気通信設備制度の見直し</p> <p>ア 二種指定設備制度の在り方</p> <p>ブロードバンドの普及促進に向けては、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進することが重要であり、なかでも「設備競争」が、そのベースであると考えております。</p> <p>その点、固定通信は、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能ですが、携帯電話等のモバイルは、少数の周波数割当て事業者しか設備競争を行えないのが現状です。</p> <p>そもそも、有限希少な周波数は、国民の共有財産であることから、可能な限り、広く、多くの者で利用することが求められるとも考えられます。</p> <p>以上から、有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、「設備競争」に加え、「MVNOによる競争」が重要になると考えておりますので、二種指定設備制度を、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として位置付けることについて賛同いたします。</p> <p>一方、モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、二種指定設備制度自体の考え方を見直す時期にあります。具体的には、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、一種指定設備制度並の接続制度を導入することが必要です。加えて、二種指定設備制度の対象事業者すべてに対して禁止行為規制を適用すべきであります。</p>

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークプレイヤーのオープン化	<p>(1) 第二種指定電気通信設備制度の見直し</p> <p>イ 二種指定設備制度の適用対象</p> <p>二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、上位3社のモバイル事業者を二種指定設備制度の適用対象とすることについて賛同いたします。</p> <p>そもそも有限希少な電波の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えられるなか、上位3社のモバイル事業者の顧客規模が、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、突出した存在となっていることから、MVNOによる競争促進、ひいてはモバイル市場を活性化するうえで、上位3社のモバイル事業者を二種指定設備制度の適用対象とすることは必須の措置であります。</p> <p>なお、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」が、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあることを踏まえると、情報通信市場全体での公正競争環境を確保するために、早期に上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことも重要です。</p> <p>特に、当該モバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。</p>
			<p>(2) 禁止行為規制の見直し</p> <p>モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、禁止行為規制の適用基準を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すべきであります。</p> <p>特に、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、当該モバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。</p>

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤーのオープン化	<p>(3)MVNO事業者の参入促進</p> <p>ア MVNOの更なる参入促進</p> <p>有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、MVNOによる競争が重要であります。そのため、無線ブロードバンドの普及促進に向けては、設備競争に配慮しつつも、MVNOに関し、合理的で透明性の高い、公平な競争条件の整備が必要です。</p> <p>その点、多様なMVNOによる競争を促進する観点から、卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することは適当ではないとの答申案に賛同いたします。</p> <p>また、不適切なMVNOの接続請求は、MVNO、更にはモバイル市場の健全な発展を図るうえで、問題であることから、接続拒否事由を明確化することについても賛同いたします。</p> <p>一方、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるよう、次の事項等について、引き続き取組んで頂くことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等) ◇接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ◇SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 <p>なお、現状MVNOに係る制度自体が、ガイドラインに委ねられている状況のため、その実効性に懸念があることから、MVNOに係る制度の法制化も視野に検討頂くことも必要と考えます。</p> <p>加えて、2.5GHz帯の周波数割当時にMVNOへの開放が認定基準と設けられ、また2012年に実施の900MHz帯の周波数割当時の認定基準にも同様の措置が予定されていることを踏まえ、既存の周波数割当事業者と新規の周波数割当事業者とのイコールフットイングの観点から、既存の周波数割当事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきと考えます。</p>
		2 プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化	<p>(2)SIMロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化</p> <p>MVNOによる競争を促進するうえで、SIMロック解除は非常に重要であります。</p> <p>その点、各モバイル事業者により、SIMロック解除に関するガイドラインに基づく取組みが開始されましたが、既にモバイル事業者ごとに、その取組みレベルに違いが生じており、今後もモバイル事業者各社のスタンスが変化する可能性は低いと考えます。</p> <p>そのため、早急にすべてのモバイル事業者に対してSIMロック解除を義務付ける等の制度的な措置を講じる必要があります。</p>

編	章			具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第4章 線路敷設 基盤の開放による 設備競争の促進	1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等	(1)手続の電子化等の促進 (イ) 道路占用許可等に係る手続	<p>答申案に賛同いたします。</p> <p>設備競争を進めるうえで、大きなウエイトを占める道路占用許可等の手続に関し、個々の事業者の取組みだけでは課題解決が困難な場合も想定されますので、引き続き総務省殿の支援をお願いいたします。</p>
		4 鉄塔等の一層のオープン化	(1)鉄塔等の共用に関するルールの在り方 (イ) 電柱・管路ガイドラインの適用対象	<p>自己の電気通信事業用として建設し保有する鉄塔と、賃貸事業用として建設し保有する鉄塔について、明確な区分なく措置が講じられることは、料金設定を含め本来自由であるべき鉄塔賃貸事業を推進していくうえでの全ての面で制約となります。</p> <p>これは、自由な事業展開や商行為を制限・制約しかねないという根本的な問題を含んでいることに加え、鉄塔賃貸事業の縮小によって、オープン化措置の目的に反して、携帯電話基地局の設置場所の選択肢を狭めることにも繋がると考えます。</p> <p>本答申案においては、このような弊社の考え方に一定の理解を示して頂きつつも、将来的に自らの電気通信事業のために賃貸事業用鉄塔を使用する可能性が排除されないことをもって、電柱・管路ガイドラインから明示的に除外することについて慎重に対応することが必要とされております。</p> <p>この点、弊社としましては、将来の可能性でもって現行が維持されることは不適切と考えますので、まずは明示的に除外頂いたうえで、将来仮に、自らの電気通信事業のために使用することとなった場合、改めて電柱・管路ガイドラインの適用対象に加える等の措置を講じるべきと考えます。</p> <p>そのため、引き続き、賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、電柱・管路ガイドラインの適用対象から明示的に除外頂くことを要望いたします。</p>

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等	1 公正競争環境の検証の在り方	<p>基本的に、答申案に賛同いたします。</p> <p>新設される「公正競争レビュー制度」および「競争評価制度」について、より能動的かつ透明性の高い形で、多角的な視点から検証・評価頂くことを要望いたします。</p> <p>また、引き続き存置される予定の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」が、両制度の実効性を担保し、客観的な検証・検討の場として機能頂くことをあわせて要望いたします。</p>
		2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み	<p>IP化・ブロードバンド化・モバイル化が進展するなかで、NTTグループ、更には資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」のグループドミナンスが、既に進展しております。このグループドミナンスの問題は、日本の情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものであり、競争政策を検討するうえで非常に重要な問題ではありますが、本答申案においては、グループドミナンスへの具体的な対処が十分盛り込まれておりません。</p> <p>総合的な市場支配力に着目した規制の導入も含め、グループドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制制度の導入に向け早急に検討を行うべきであります。</p> <p>加えて、既に進行している問題への対処のため、少なくとも次の事項について、直ちに措置を講じる旨、本答申案に盛り込むべきと考えます。</p> <p>①NTTグループのグループドミナンスへの対処</p> <p>NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度などの規制を形式的にはクリアしつつも、実質的には、持株体制の下、再編の意図に反したNTTグループの一体化が加速しています。</p> <p>特に、競争セーフガード制度等において常々競争事業者が指摘しているとおり、次のようなNTTグループ連携による排他的な営業行為等が放置されており、既に公正競争環境に深刻な影響を及ぼしております。</p>

編	章		具体的内容
第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等	2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・代理店、ドコモショップ、子会社でのセット販売 ・NTTファイナンス等、持株会社配下の会社を通じた連携 ・法人市場における共同営業 ・フレッツテレビによる放送サービスへの事実上の参入 <p>このように、現行規制に違反することが明白な事例に対しては、現行制度の枠組みの中で最大限の措置を講じて歯止めをかけることが急務であるため、共同ガイドラインの見直しや特定関係事業者制度の適用範囲拡大等を実施すべきであります。</p> <p>②資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」のグループドミナンスへの対処</p> <p>モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定するとともに、二種指定設備制度の対象事業者すべてを禁止行為規制の対象とし、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じるべきであります。</p>

以上